

動詞「認める」の多義構造

高橋 圭介

キーワード 「認める」、類義語、多義語、比喻、スキーマ

1. はじめに

本稿は、「思考動詞（＝人間の精神的活動を表す動詞）」の一つである「認める」が持つ複数の意味（別義）を記述し、それら複数の意味の関連性¹を明らかにすることを目的とする。また、本稿では、別義を認定する際、「類義語の違い」（羽山（1993））を主な基準とするが、「認める」のそれぞれの別義とそれに対応する類義語の意味的な相違点についても可能な限り記述することにする。このように、「認める」をさまざまな角度から分析することによって、「認める」の特徴をより詳細に記述することが可能となるはずである。

以下では、まず2節において「認める」の意味を記述している先行研究を取り上げ、検討する。3節では、別義の認定及び各別義に対応する類義語との比較を行う。4節では、3節の分析を踏まえ、別義間の関連性について考察する。5節では、本稿のまとめとして、「認める」の多義構造を記述する。

2. 先行研究

本節では、「認める」の意味記述を行っている先行研究として、辞書類と森田（1989）を取り上げ、その記述内容を検討する。

2. 1. 辞書の記述

ここでは、一般の国語辞典と学習者向けの辞典を一点ずつ取り上げる。

『明鏡国語辞典』（北原保雄編、大修館書店）

①見てその存在を知覚する。認識する。認知する。

「暗闇に人影を一」「随所に苦心の跡が一・められる」

②確かにそのとおりだと肯定する。特に、二つのものの同一性を肯定する。

「犯行を一」「筆跡を自分のものだを一」

- ③他人の意見・行動・申し出などを正しいとして、また当然のこととして受け入れる。認可する。許可する。

「入学〔異議〕を一」「暴力は一切一・めません」

- ④能力や価値があると判断する。評価する。

「才能を一」「世に一・められる」

『日本語基本動詞用法辞典』

(小泉保・船城道雄・本多晶治・仁田義雄・塚本秀樹編、大修館書店)

- ①ある事柄や物の存在に気がつく。

「医者は患者の心臓に異常を認めた」「警官は物かげにあやしい人影を認めた」

- ②確かにその通りであると同意する、またはそのような判断を下す。

「医者は手術の必要を認めた」「先生は生徒たちの進歩の跡を認めた」

- ③能力や特性に目をとめ、見どころがあるものとして評価する。

「社長は編集者としての彼を認めている」「彼は抜群の運動神経と度胸のよさを認められてプロ野球にスカウトされた」

- ④ある物事を許可する。

「医者はその患者に退院を認めた」「この中学校は校則で私服を認めていない」

上の記述を見ると、「知覚する」、「許可する」、「評価する」といった意味については共通して認めていることがわかるが、『日本語基本動詞用法辞典』（以下『基本動詞』）の②と『明鏡国語辞典』（以下『明鏡』）の②、③との対応関係がやや複雑である。『明鏡』は②（＝「確かにそのとおりだと肯定する」）と③（＝「当然のこととして受け入れる」）を分けているが、実質的には一つの意味にまとめることができそうである。それに対し、『基本動詞』は『明鏡』の②と③をまとめたものに近い意味として②を認め、それとは別に④（＝「許可する」）を認めており、「許可する」に相当する意味を③にまとめている『明鏡』に比べ、全体としてわかりやすい記述となっているように思われる。本稿における別義の認定結果は、この『基本動詞』のものとはほぼ一致する。

2. 2. 森田 (1989)

森田 (1989) は、「認める」の意味を「“見て目に留める”の意。客観的事実や対象を確かにそれと把握すること。それがさらに確かにそうだと判断することへと広がる。」(p.1098)と記述している。また、分析の中で「認める」には多かれ少なかれ対象側からの働き掛けがあり、主体側はそれをもっともなこと

として受け止める行為である」(p.1099)との指摘もあり、この点は、本稿における分析結果とも重なる重要な記述である。また、森田は「認める」の意味を大きく「自発的な「認める」、「能動的な「認める」、「受動的な「認める」」の三つに分けている。これらの意味は、「自発的」が本稿における別義1、「能動的」が(「評価する」に近い)別義3、「受動的」が(「受け入れる」に近い)別義2と(「許可する」に近い)別義4にそれぞれ対応する(詳しくは後述)。このように、記述そのものはほぼ妥当なものと思われるが、類義語に関する言及はほとんどなく、考察の余地は残っている。本稿では、各別義とそれに対応する類義語との比較を行うことにより、さらに精度の高い分析を試みる。

3. 分析

本節では、実例の分析と類義語との比較を通して、別義を認定していく。

3. 1. 別義1について

まずは以下の例における「認める」の意味を検討する。

- (1) 澄みきった空には雲雀が啼いている。その姿を認めることはできなかったが、遙か高空で啼いているそのうららかな声は、見渡すかぎり広がる麦島のうえ一面に降ってくる。

(『楡家の人びと』 pp.628-629、例文中の下線は引用者による)

- (2) 彼は私の語る二ヶ月間の症状の要点をカルテに書き込んでから、聴診器を胸のあちこちに当ててみたり、私をベッドに寝かせて身体の各所をたたいたり、指で押ししたりした。そして別に異常は認められないが念の為検査を受けてから帰るようと、無表情に言った。X線撮影や血液および尿などの検査だった。(『若き数学者のアメリカ』 p.185)
- (3) 「吹雪ですか、明日は」

宮村がいった。なぜ、そんなことがわかるのか、なにか大気の中にその兆候でも認めたのかというふうな怪訝な顔で、加藤の視線を追うように、腰に手を当てて、空を睥んだ。(『孤高の人』 p.1444)

『日本語基本動詞用法辞典』では、このような「認める」の意味記述に「気がつく」が用いられ、さらに、類義語として「見つける」が挙げられている。本稿でも、「気づく」と「見つける」を「認める」の類義語と見なし、これら二語と「認める」の比較を行う。

3. 1. 1. 「気づく」との比較

以下の例では、「認める」と「気づく」を置き換えることができ、二つの語が類義関係にあることを改めて確認できる（但し、「気づく」に置き換えるには格助詞「を」を「に」にする必要がある）。

- (4) 五時半を少し過ぎた頃、エディがやって来た。背広姿のふたりの男と一緒にだった。少し遅れて、内藤が勢いよく玄関の戸を引き開けて入ってきた。エディと一緒にいるふたりの姿を認めると、大きな声で挨拶した。
「お久しぶりです」（『一瞬の夏』 pp.464-465）

一方、以下の(5)は、「認める」を「気づく」に置き換えると不自然になる例である。まずは、この例を検討することにより、「認める」の特徴の一つを明らかにしたい。

- (5) 彼女は渋谷まで出てきて、喫茶店で茶を飲んだ。峻一を除いて、その妹と二人だけで会うのは、城木にとって初めての体験であった。そしてハチ公の銅像前で藍子の姿を認めたとき、城木は彼女がいつの間にか急に成長したように思われ、ほんの瞬間どぎまぎしたものであった。

（『楡家の人びと』 p.1293）

(5)は、偶然「藍子の姿を認めた」のではなく、あらかじめ待ち合わせの約束をしており、その待ち合わせの場所で、目的の人物である「藍子の姿を認めた」というコンテクストである。つまり、ここでの主体である「城木」は、「藍子の姿を認める」以前に、「藍子」を探す目的で、周囲に注意を払っていたわけである。

はじめに挙げた例文(1)(2)(3)も、「気づく」への置き換えが難しい例にあたるが、これらの例にも＜注意を払う＞²という前段階が認められる。³

- (6) 澄みきった空には雲雀が啼いている。その姿を認めることはできなかったが、＜後略＞（例文(1)を再掲）
(7) ＜前略＞私をベッドに寝かせて身体の各所をたたいたり、指で押ししたりした。そして別に異常は認められないが念の為検査を受けてから帰るようにと、無表情に言った。（例文(2)を再掲）
(8) 「吹雪ですか、明日は」

宮村がいった。なぜ、そんなことがわかるのか、なにか大気の中にその兆候でも認めたのか＜後略＞（例文(3)を再掲）

(6)では、「主体が雲雀の鳴き声を頼りに空に注意を向けてみたが、そこには雲雀の姿はなかった」といった状況が描写されている。(7)では、＜注意を払う＞という点が「医者⁴の診断」という形で明確に表れている。(8)では、主体が大気に注意を払い、その結果、「吹雪の兆候」を捉えたこと（実際には「吹雪の兆候を

捉えたのか？」といった疑念) が表されている。このように、「認める」が用いられる典型的なコンテキストは、主体が<注意を払う>という前段階が存在する場合であると言える。

一方、「気づく」は、以下の例(9)(10)からもわかるように、<注意を払う>といった前段階がない方が、典型的であるように思われる。

- (9) 信代は廊下へ出ると、給湯室へ入った。流しで、弁当箱を洗い、ふきんで拭っていると、ふと何かこげている匂いに気付いた。

(『女社長に乾杯!』 p.398)

- (10) 学生の視線を背中に感じつつ、次に進もうと考えていたら、ふと、出席を取り忘れていたことに気づいた。(『若き数学者のアメリカ』 p.262)

(9)(10)ともに、「気づく」の持つ<偶発性>といった特徴がよく表れている例だが、ここで、(9)をもとに、「調査中に、異様な臭気 {に気づいた/を認めた}」⁴のように、事前に<注意を払っていた>というコンテキストを設定すると、「認める」の容認度が高くなる。

さらにここで注目したいのは、「調査中」というコンテキストを設定した「調査中に、異様な臭気 {に気づいた/を認めた}」という文においても、「気づく」が容認されるという点である。これは、「調査」の段階で、特に目標となるターゲットを想定していない場合(ある事故が起き、その原因がまったくわからないという状況で調査活動を行うような場合)も可能性としてあるからだと思われる。それとは逆に、調査段階でターゲットが想定されているような場合(例えば、異臭を放つ薬品が散布されてしまったような場合)には、「調査中に、異様な臭気に気づいた」の容認度が落ちるように思われる。

以上の考察から、「認める」の<注意を払う>という意味特徴は、<あらかじめターゲットが想定されている>といった特徴を含むものとして規定する必要がある(このような「認める」の特徴は、以下で指摘する<同定する>という特徴とも密接に関わるものである)。

最後に、「認める」と「気づく」の置き換えが可能である例をもう一度検討してみよう。

- (11) 五時半を少し過ぎた頃、エディがやって来た。背広姿のふたりの男と一緒にだった。少し遅れて、内藤が勢いよく玄関の戸を引き開けて入ってきた。エディと一緒にいるふたりの姿を認めると、大きな声で挨拶した。

「お久しぶりです」(例文(4)を再掲)

上の例を観察すると、「認める」と「気づく」の置き換えができるのは、<注意を払う>(上の例で言えば、「事前にその人物を探していた」という前段階があるという解釈もないという解釈も両方が可能な場合である)と考えることがで

きる。

3. 1. 2. 「見つける」との比較

次に「認める」と「見つける」を比較し、これまでの考察とはまた異なる側面に光を当ててみたい。まず、「見つける」は、「気づく」への置き換えが難しかった例文(6)においても、「認める」との置き換えが可能である。

(12) その姿を {認める/見つける} ことはできなかったが、～
(例文(6)を再掲)

しかし、(7)(8) (以下の(13)(14)) に関しては、やや不自然である。

(13) 別に異常は {認められない/?見つけられない} が～ (例文(7)を再掲)

(14) なにか大気の中にその兆候でも {認めた/?見つけた} のか～
(例文(8)を再掲)

このように、(視覚を含めた上での) 総合的な判断が表されている場合、「見つける」はやや容認度が落ちるようである。

また、「見つける」は「視覚」によって対象を捉えることが基本であるため、他の感覚によって対象を捉えていることが明らかな場合には用いることができない(この点、「気づく」は「認める」と同様、「視覚」以外の感覚による捕捉も表せる)。

(15) 異様な臭気 {を認めた/*を見つけた/に気づいた}。

(16) 異常な音 {を認めた/*を見つけた/に気づいた}。

それでは、対象を視覚によって捉えている場合、「認める」と「見つける」にはどのような違いがあるのだろうか。

以下の例は、視覚によって対象を捉えている例だが、「見つける」への置き換えがやや難しい(尚、「奥秩父は」の「は」は、「愛知県は岡崎市出身」のような場合の「は」と同様の用法であると思われる)。

(17) ただ風が強く、寒い。寒くて、なかなかシャッターを押し切れない。再び樹林帯に入り、中山の山頂を過ぎると、今度は奥秩父方向の展望の良い場所に出た。奥秩父は、金峰山、国師岳、甲武信岳を認めることができた。(八ヶ岳登山記 (1999)12)

http://homepage1.nifty.com/saka_ei/sankouki/19991224.html

上の例は、主体が対象を<同定>している例である。つまり、「金峰山、国師岳、甲武信岳」といった山々がそこに存在することを(以前の登山経験や地図などにより)あらかじめ知っており、そのようにしてすでに持っている情報と現実目の前に存在する山々とを結びつける(<同定する>)ことを「認める」が表していると考えられる(但し、(17)は、山々が遠くにあり、「どこにあるのか」

が問題になるような状況では「見つける」の容認度が高まり、一方、「金峰山の頂」のように、山の一部を認識するような場合、山の存在をあらかじめ認識していることが明らかであるため、「見つける」の容認度が落ちるようである。

また、以下の例は、＜同定＞していることが明らかな例であるが、この場合もやはり「見つける」への置き換えはできない。

- (18) けれども、嵐山の病院に着き、ちょうど手術室から出て来て病室のベッドに移されたばかりの男性を見たとき、ひと目であなたであることを認めました。(『錦繡』p.32)

このように、「認める」は、あらかじめ持っている知識と目の前の対象を＜同定する＞ことを表す動詞であると言える。

さらに、「認める」と「見つける」は、命令形の使用の可否についても対立する。すなわち、「(犯人を)見つけろ」とは言えるが、「(犯人の姿を)認めろ」⁵とは言えないということである。この事実には、命令内容が＜望ましい＞かどうか、といった要因が関わっている。

命令形の使用の可否には＜自己制御性＞が関与しているとする立場(仁田(1991:243))もあるが、高橋(2002:194-195)はそれとは異なる見方を提示している。まず、＜自己制御性＞の観点から「認める」と「見つける」を見た場合、どちらも＜非自己制御性＞(＝自分の意志によって動きをコントロールすることができないという性質)⁶を持つ動詞であると考えられることから、命令形の使用の可否に関する違いを説明することはできない。そこで、命令内容の＜望ましさ＞を考慮する必要が出てくる。例えば、動きの達成が＜望ましい＞ものであると解釈されやすい動詞は、たとえ＜非自己制御性＞の動詞であっても⁷命令形で使用できる。

- (19) 「落ちつく／落ちつけ」、「合格する／合格しろ」、「勝つ／勝て」

ここから、命令形での使用が可能な「見つける」は、その動きの達成が＜望ましい＞ものと解釈されやすい動詞であると考えられる。一方、「認める」は、その点に関して中立的であると言える。

以下の例には、「見つける」という事態の達成が＜望ましい＞ものであると解釈されていることがよく表れている。

- (20) 「ねえ、伸子さん。あなたが社員を信頼しようとしているのは、とても立派だと思うけど、明らかにあなたの命を狙ったり、火をつけたりした人間がいるのよ。その事実は認めなきゃ。そいつを見つけて会社から叩き出すのよ！」(『女社長に乾杯!』p.405)

また、「見つける」の背後にあるプロセスは、ある目標を捉えるという目的で、目標物に接近していこうとするものであると考えることができる。それに対

し、「認める」の背後にあるプロセスは、ある目標に接近していこうとするものではなく、ある範囲に意識を向け、その範囲内を検索するような性質のものであると思われる。そのようにして広げられた「意識の網」にある対象がひっかかった場合、その対象が「認められた」と言えるのである。⁸

3. 1. 3. まとめ

最後に、本節(3. 1節)で取り上げた「認める」の意味を、別義1とし、以下のように記述する。

- ・別義1：＜ある範囲に注意を払うことにより＞＜対象を＞＜捉え＞＜（あらかじめ持っている）対象に関する知識と同定する＞

3. 2. 別義2について

本節では、冒頭で取り上げた二つの辞書の間で、記述に食い違いが見られるケースについて考察を行う。

まずは、ヲ格名詞句を伴う場合を見る。以下の例における「認める」は「受け入れる」と類義関係にある。

- (21) ラグビー部の松本純也監督は「置かれた環境が厳しくても、現実を認め、その中で努力しなければ前に進めないことを、ラグビーを通じて学んでくれた」と目を細める。(『毎日新聞』2003. 3. 1)
- (22) 明らかにあなたの命を狙ったり、火をつけたりした人間がいるのよ。その事実は認めなきゃ。(例文(20)を再掲)
- (23) 学生だけを取ってみても、その多様性には驚かされざるを得ない。各人の個性が強烈である。一切の権威を認めようとしなないのは時には傲慢にさえ見えるほどだ。(『若き数学者のアメリカ』p.527)

上の例におけるヲ格名詞句「現実」「事実」「権威」は、広い意味で「(主体を取り巻く)外部の状況」を指していると言うことができる(「権威」は「状況」とはいいいにくいかもしれないが、ここでは「状況」に含まれるものとしておく)。

また、上の例とはやや趣きの異なる例として、以下のような例がある。

- (24) チームNZ艇長のディーン・バーカーは「予算が少ないのでマストは2本しかない。本戦前の練習でも、艇を壊したくないという守りの姿勢に陥っていた」と強風でのテスト不足を認めた。

(『毎日新聞』2003. 2. 28)

- (25) 母親は「病気を治すための薬で死んでしまうなんて」と涙を流しながら語った。主治医は取材に「結果的には薬の出し方が不適切だった」と処方方のミスを認めた。(『毎日新聞』2003. 2. 15)

上の例では、主体が、「テスト不足だった」「ミスを犯した」という事柄が「間違っていない(正しい)」ことであると判断したことを表していると考えられる。ここから、「認める」は、問題となっている事柄を「正しい」ものとして位置付けるといふ特徴を持っていることがわかる。以下の例ではこの特徴が顕著に表れている。

- (26) デジタル技術を使った音楽の放送・配信をめぐるのは、4月に東京地裁が、インターネットを利用した音楽ファイルの無料交換サービスに対し、レコード会社の訴えを認めて差し止めの仮処分を出している。

(『毎日新聞』2002. 12. 26)

(26)では、「東京地裁」が「レコード会社の訴え」を「正しい(妥当な)」ものとして判断したことが表されている。

さらに、「認める」には、もう一点、重要な特徴がある。それは「判断する」との比較により明らかとなる(尚、以下はヲ格名詞句を伴わない例である)。

- (27) 神鋼は萩本ヘッドコーチが「若手を育て切れていない」と認めるように、ベテラン頼みの限界が表出した。サントリーの土田監督は試合後、同大で同期だった神鋼の平尾ゼネラルマネージャーを見かけると、冗談混じりに言った。「年寄りを使い過ぎだぞ」。若い選手を我慢しながら起用して伸ばしてきた土田監督だけに、その言葉には重みがあった。

(『毎日新聞』2003. 1. 12)

- (28) ウェルズはニューヨーク・デーリーニューズ紙、ボーンはニューヨーク・タイムズ紙の指摘。両選手はエフェドラが含まれていることを知りながら、使用していると認めた。大リーグでエフェドラは禁止薬物には指定されていない。(『毎日新聞』2003. 2. 23)

上の(27)における「認める」を「判断する」に置き換えた場合、「若手を育て切れていない」という見解は、あくまでヘッドコーチだけのものであり、他人がどう考えているかは問題になっていない」といったニュアンスが感じられる。それに対し、「認める」を用いた場合は、「他人の意見が問題になっていて、その意見をヘッドコーチが受け入れた」といった解釈が成り立つように思われる。つまり、「認める」と「判断する」は他者の意見が問題になっているかどうかという点で対立が見られるわけである。(28)は、他者の意見が先にあり、その指摘を選手たちが受け入れたというコンテキストであるため、(このコンテキストでは)「判断する」への置き換えは不可能である。⁹

以上の考察を踏まえ、本節で取り上げた「認める」の意味を以下のように記述する。

- ・別義2：<外部の状況(他者の意見・指摘なども含む)を><妥当なもの

して><受け入れる>

3. 3. 別義3について

別義3の「認める」は「評価する」に置き換えが可能なケースである。

- (29) 万人の認めるような大論文ならいざ知らず、ほとんどの論文に関してはこのように客観的評価が得られにくい。しかも中には、かなりの年月を経ないと重要性の明らかにならないものもあつたりする。

(『若き数学者のアメリカ』 pp.378-379)

- (30) 加藤はその研究会があるらしいということを知っていたが、まさか新年早々とは思っていなかった。噂によると来年の春ということであった。そこに出席する者は神港造船所の中でも、特に優秀な技師または技師に昇格する予定の技手ということになっていた。そこに出席することは海軍にその技能を認められたことになり、将来の栄達にも影響があった。(『孤高の人』 p.1396)

- (31) 米大リーグのヤンキースは11日、女性のジーン・アフターマン・ゼネラルマネジャー(GM)補佐を、球団副社長の一人に加えると発表した。<中略>今オフ、ヤンキースが松井秀喜外野手を獲得する際に、交渉役の中心を務めた手腕が認められての昇格となった。

(『毎日新聞』2003. 2. 12)

上の例では、「論文」「技能」「手腕」が「価値のあるもの」として捉えられている。また、「論文・技能・手腕」を認める」という表現だけで(特に価値の高さを含意する表現がなくても)、それぞれの対象が「価値のあるもの」と判断されることから、対象の<価値の高さ>という意味特徴は、「認める」に備わったものと見ることができるといえる。

但し、ここでの「認める」は、別義2の「認める」とのつながりも十分に認められる。以下の例における「認める」は、別義2の「認める」と(29)(30)(31)の「認める」の中間に位置するものと考えられる。

- (32) 米大リーグ、ヤンキースの松井秀喜外野手は18日、当地でのキャンプ初日を順調に終えた。初めて、松井の打撃練習を間近で見たトリー監督は「予想より早く適応するかもしれない」と、センスのよさを認めた。

(『毎日新聞』2003. 2. 19)

- (33) 彼は抜群の運動神経と度胸のよさを認められてプロ野球にスカウトされた。(『日本語基本動詞用法辞典』 p.493、下線は引用者)

上の例は、補語名詞句「センスのよさ」「運動神経と度胸のよさ」にプラス評価の意味が含まれているため、「認める」が<価値の高さ>まで表しているとは

言い切れない例である。

また、以下の例は、別義2（＝＜外部の状況（他者の意見・指摘なども含む）＞＜妥当なものとして＞＜受け入れる＞）の解釈に従うことにより、結果的に主体が対象をプラス評価しているといった意味合いを持つことになる。

- (34) <前略>徹吉にしても彼の学説を認め信ずる気には少しもなれなかった。（『楡家の人びと』 p.1167）

最後に、類義語である「評価する」との違いについて簡単に触れておきたい。まず、「評価する」は、「高く評価する」とも「低く評価する」とも言うことができ、さらには「どう評価するか」のように、「評価の高低」に関して未定であることを表すこともできる。対象を＜価値の高いもの＞と判断する「認める」は、このような場合の「評価する」とは置き換えることができない。置き換えることができるのは、「評価する」が「プラス評価」の意味で用いられている場合である（cf. プラス値派生（国広（1997：69）））。

ここで、本節で取り上げた「認める」の意味を以下のように記述する。

- ・別義3：＜他者の能力や（能力の反映である）作品を＞＜価値のあるものとして＞＜受け入れる＞

3. 4. 別義4について

別義4の「認める」は、「許可する」に置き換えが可能なケースである。

- (35) アメリカ行きは二日後に迫っていた。だが、出発はもう少し先に延ばしたかった。問題は、安い航空券のブローカーが出発便の変更を認めてくれるかどうかだったが、それも何とかなりそうな気がした。

（『一瞬の夏』 p.179）

- (36) 「私はソフトボールが大好きだ。ところが、女子ソフトボールチームは私が男だという理由で入部を拒否した。大学に唯一のソフトボールチームが男子の入部を認めないのは、明らかに男女差別であり、合衆国憲法に違反している」（『若き数学者のアメリカ』 p.532）

別義4の「認める」と「許可する」は、相互に置き換えが可能な場合がほとんどであり、大きな相違点は見出せないが、以下の例のように、補語名詞句が「権利」を表している場合、「許可する」は不適切である。

- (37) 文部科学省が欧米系の外国人学校卒業生に大学受験資格を認める一方、朝鮮学校など民族学校には従来通り認めない方針を決めたことに対し、国立大の教職員が11日、同省に民族学校出身者にも受験資格を認めるよう要望書を提出した。（『毎日新聞』2003. 3. 11）
- (38) 仙台地裁の判決は、全国で導入が進む「指導力不足教員の長期特別研修

制度」の認定に、教育委員会の自由裁量を条件つきで認めるかたちとなった。(『毎日新聞』2003. 2. 17)

㉟は、「受験資格を認める」ことがおおよそ「受験してもよいと判断する」ことを表していると考えられることから、㉞や㉟に準ずる例と見ることができが、「許可する」は、このような場合には用いることができず、補語名詞句が「変更」「入部」のようなく動作性>を持つものでなければならないといった制限があるようである。

また、以下の例の「認めた」を「許可した」に置き換えた「結婚を許可した」という表現も、あまり自然な表現とは言えないように思われる。

- ㉟ 大学時代から交際をつづけていて、お互いが結婚したいという意志を抱いている。しかし父は、ただそれだけの理由で結婚を認めたわけではありませんでした。(『錦繡』p.47)

これは、「許可する」が「権限を握っている人物による判断」を表すのに対し、「認める」が「(その行為が) 妥当であるという判断」を表すことに重点が置かれていることよると思われる。㉟における「父」は、規則に則って「子供の結婚」を決定する権限を持つ人物ではなく、(決められた規則ではなく)自分の考えに基づき「子供の結婚」の<妥当性>を判断する人物として描かれている。

ここで、上の例における「認める」の意味を、以下のように記述する。

・別義4：<他者の未実現の行為を><妥当なものとして><受け入れる>

別義4も、別義3と同様、別義2との密接な関連が認められる。別義2との大きな違いは、補語名詞句が「他者の未実現の行為」である点である。

4. 別義間の関連性について

本節では、3節での記述に基づき、別義間の関連性について考察する。以下では、まず共通性を見出しやすい別義2、3、4を取り上げ、その後で、これら三つの別義とはやや異質な別義1について取り上げることにする。

4. 1. 別義2、3、4について

別義2(=<外部の状況(他者の意見・指摘なども含む)を><妥当なものとして><受け入れる>)と別義3(=<他者の能力や(能力の反映である)作品を><価値のあるものとして><受け入れる>)と別義4(=<他者の未実現の行為を><妥当なものとして><受け入れる>)は、<ある対象を><肯定的に捉え><受け入れる>といった、共通の意味特徴を有している。つま

り、別義2、3、4からは、〈ある対象を〉〈肯定的に捉え〉〈受け入れる〉という意味を、スキーマ（＝「本来異なる構造の違いを大まかな見方を取ることによって生じる共通性」（ラネカー（2000：67））として抽出することができるということである。スキーマの意味（＝〈ある対象を〉〈肯定的に捉え〉〈受け入れる〉）は、〈ある対象〉が〈外部の状況〉、〈他者の能力や作品〉、〈他者の未実現の行為〉に限定されることにより、別義2、3、4へとそれぞれ具現化することになる。

また、これらの別義は、意味特徴を共有しているだけでなく、いずれも遂行動詞としての用法があるという（文法的特徴に関する）共通点も見られる。

- (40) 罪を認めます。（別義2）
- (41) 君の実力は認めるよ。（別義3）
- (42) 入学を認めます。（別義4）

このように、いくつかのレベルで共通点が観察されることから、これら三つの別義を統括するスキーマは慣習化の程度が高い意味として定着しているものと思われる。

4. 2. 別義1について

次に、多義構造内における別義1（＝〈ある範囲に注意を払うことにより〉〈対象を〉〈捉え〉〈（あらかじめ持っている）対象に関する知識と同定する〉）の位置付けについて検討する。結論を先取りすると、別義1は、別義3（＝〈他者の能力や（能力の反映である）作品を〉〈価値のあるものとして〉〈受け入れる〉）との間に、換喩（メトニミー）¹⁰に基づく関係が成立していると考えられる。より厳密には、「〈対象を捉え、同定する〉→（捉えた対象が優れたものである）→〈対象を評価する〉」といった「時間的隣接関係」が成立していると見ることができる。以下では、事例に基づきながら、「時間的隣接関係」のプロセスを追っていくことにする。

まず、別義1の「認める」は、以下の例のように、五感で捉えられる具体的な存在を補語とする場合がある。

- (43) 澄みきった空には雲雀が啼いている。その姿を認めることはできなかったが、〈後略〉（例文(1)を再掲）

さらに、別義1の「認める」は、五感で捉えられない、抽象的な内容を表す名詞句を補語にとる場合もある。

- (44) イギリス系三世、ドイツ系三世、フィンランド系三世……、彼らの考えや行動に民族差はまず認められない。（『若き数学者のアメリカ』p.537）
- 別義1は、(44)のような場合を介して、別義3へと連続する。以下の例は、抽象

物である「優秀さ」の存在を<捉えた>ことを表していることに加え、捉えられた「優秀さ」が通常<価値のあるもの>と見なされることから、その「優秀さ」を<評価する>ところまでを表していると言える。

- (45) 会社を去らずとも、会社の内部にいながら、火の出るような生存競争が行われるのだ。技術者としての優秀さを認められて抜擢されるものもあるにはあるが、<後略> (『孤高の人』 p.253)

以上、<対象を捉える>という別義1の段階から、対象が<価値のあるもの>として捉えられるものであることを引き金にして、<評価する>といった別義3の段階へと連続する様相を、実例に基づき確認した。

5. 「認める」の多義構造

これまでの考察で明らかとなった「認める」の別義は、以下の通りである。

- ・別義1：<ある範囲に注意を払うことにより><対象を><捉え>
<(あらかじめ持っている)対象に関する知識と同定する>
 - ・別義2：<外部の状況(他者の意見・指摘なども含む)を><妥当なものとして><受け入れる>
 - ・別義3：<他者の能力や(能力の反映である)作品を><価値のあるものとして><受け入れる>
 - ・別義4：<他者の未実現の行為を><妥当なものとして><受け入れる>
- 別義1と別義3との間には換喩に基づく関係が成立している。また別義2、3、4からは、以下のようなスキーマ的意味を抽出することができた。
- ・スキーマ的意味：<ある対象を><肯定的に捉え><受け入れる>
- 図式化すると、以下のようになる。

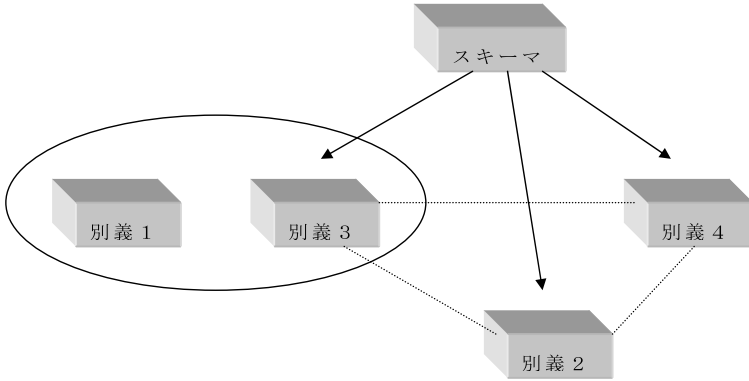


図 1

初山 (2001) は、スキーマと具体事例からなるラネカーのネットワークモデルを比喩の観点から検討し、スキーマと具体事例 (図 1 では別義) との関係は「提喩 (シネクドキー)」に基づくものであり、具体事例間の関係は「隠喩 (メタファー)」に基づくものであるとしている。¹⁾ 図 1 の別義 2、3、4 は共通の意味特徴 (つまりスキーマ) を共有しており、確かにその間には「類似性」に基づく関係が成立している。但し、これらの別義に関しては拡張の方向性を特定できないため、図 1 では、特に拡張の方向を示していない。

また、換喩に基づく関係にある別義 1 と 3 は、初山 (2001) に従えば、ひとまとまりの「現象素」(国広 (1997:176) (図 1 の楕円部分) を構成していると考えることができる。

注

- 1 本稿では、国広 (1982) の定義に従い、「多義語」を「同一の音形に、意味的に何らかの関連を持つふたつ以上の意味が結びついている語」(国広 (1982:97)、下線は引用者) であると考ええる。
- 2 < > は、それが語の意味を構成する意味特徴、及び (以下で取り上げる) < 自己制御性 > のような意味的な特徴であることを示す。
- 3 (6) に関しては、「? ? 気づくことができなかった」のように、「気づく」が < 可能 > を表す形式と共起しづらいといった点も、置き換えにくいと感じる要因の一つであると思われる。

- 4 「変な匂いを認めた」よりも「異様な臭気を認めた」の方が自然であることから、「気づく」と「認める」には、文体的な差もあると思われる。
- 5 「見つける」と「認める」の補語に関しては、「犯人を {見つける / ? ? 認める}」、「犯人の姿を {? 見つける / 認める}」といった対立が見られる。
- 6 ここでの<非自己制御性>は、仁田 (1991) における<過程の自己制御性>と<非自己制御性>を合わせた概念である。仁田 (1991) の<過程の自己制御性>と<非自己制御性>が本質的には変わらないものであるという点については高橋 (2002: 195) を参照。
- 7 もちろん<達成の自己制御性> (=動きの達成までを自分の意志でコントロールできる性質) を持つ動詞 (「食べる」など) は命令形で使用できる。
- 8 森田 (1989) にも、「認める」に関して「何か対象が視野の中にあるために、自然と目に映り、主体の判断の網に掛かること。」(p.1098) という記述がある。但し、「認める」の<ある範囲を検索する>といった特徴に関しては特に述べられていない。
- 9 「認める」は、対象に<プラス評価>を与えるという点でも、「判断する」と異なる。

(ア) 松井は「<前略> 1日も早くニューヨークのみなさん、ヤンキースの選手にチームメートと認められるようにがんばりたい。<後略>」と挨拶した。(『毎日新聞』2003. 1. 15)

上の例では、「チームメート」がプラスの価値を持っているカテゴリーとして捉えられている (この特徴は、別義3 (「評価する」に近い意味) の「認める」と密接な関連がある)。一方、「チームメートと判断される」の場合、「チームメート」にプラスの価値が与えられているとは感じられない。

- 10 「換喩」とは「二つの事物の外界における隣接性、あるいは二つの事物・概念の思考内、概念上の関連性に基づいて、一方の事物・概念を表す形式を用いて、他方の事物・概念を表すという比喩」(昀山 (1997: 31)) である。
- 11 「提喩」と「隱喩」は、それぞれ以下のような比喩である。

「提喩」: 「より一般的な意味を持つ形式を用いて、より特殊な意味を表す、あるいは逆により特殊な意味を持つ形式を用いて、より一般的な意味を表すという比喩」

「隱喩」: 「二つの事物・概念の何らかの類似性に基づいて、一方の事物・概念を表す形式を用いて、他方の事物・概念を表すという比喩」
(昀山 (1997: 31))

引用文献

- 国広哲弥 (1982) 『意味論の方法』大修館書店
- 国広哲弥 (1997) 『理想の国語辞典』大修館書店
- 高橋圭介 (2002) 「類義語「思う」と「考える」の意味分析—類義関係にある語の多義記述試論—」『日本語文法』2巻1号 日本語文法学会 pp.190-210
- 仁田義雄 (1991) 『日本語のモダリティと人称』ひつじ書房
- 初山洋介 (1993) 「多義語分析の方法—多義的別義の認定をめぐる—」『日本語・日本文化論集』1号 名古屋大学留学生センター pp.35-57
- 初山洋介 (1997) 「慣用句の体系的分類—隠喩・換喩・提喩に基づく慣用的意味の成立を中心に—」『名古屋大学国語国文学』80号 pp.29-43
- 初山洋介 (2001) 「多義語の複数の意味を統括するモデルと比喩」山梨正明他編『認知言語学論考』No.1 ひつじ書房 pp.29-58
- 森田良行 (1989) 『基礎日本語辞典』角川書店
- ラネカー, R. W. (2000) 「動的使用依拠モデル」(坪井栄治郎訳) 坂原茂編『認知言語学的发展』ひつじ書房 pp.61-143

用例出典

『CD-ROM版 新潮文庫の100冊』『毎日新聞』

